

## 行政常任委員会

令和 5 年 3 月 9 日（木）

午前 10 時 00 分開 会

○濱中副委員長 おはようございます。

ただいまより行政常任委員会を開会いたします。

本日、村田委員長が病気のため欠席となっておりますので、私のほうで委員長の職務を行わせていただきます。よろしくお願いたします。

本日、その他の欠席通告者は、病気のため内山左和子委員であります。

それでは、まず、市長より御挨拶をいただきます。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様には令和 5 年第 1 回定例会における行政常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本委員会に付託されております議案につきましては、議案第 3 号、尾鷲市個人情報保護法施行条例の制定についてから議案第 26 号、尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定についての 24 議案であります。

それぞれ担当課より提出議案について説明いたさせますので、よろしく御審査いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○濱中副委員長 それでは、本日の議題に入ります。

まず、財政課における議案第 19 号、令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 14 号）の議決について御説明願いたいと思います。

○岩本財政課長 それでは、議案第 19 号、令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 14 号）の議決についてのうち、財政課に係る予算について御説明申し上げます。

補正予算書の 1 ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第 1 条第 1 項にありますとおり既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3,190 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 119 億 4,897 万 5,000 円とするものでございます。

続きまして、14、15 ページを御覧ください。

歳入でございます。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税につきましては、8,212万7,000円を増額するもので、これは昨年度に引き続き、国の補正予算により普通交付税が追加交付されたものでございます。

追加交付の内訳につきましては、臨時経済対策費として7,755万1,000円及び普通交付税の調整額復活分として457万6,000円でございます。

続きまして、16、17ページを御覧ください。

下段にあります16款財産収入、1項財産運用収入、3目基金運用収入95万7,000円の増額のうち、財政課分は11万7,000円で、これは基金の運用利子でございます。

次に、18、19ページを御覧ください。

中段にあります18款繰入金、1項基金繰入金、6目尾鷲みどりの基金繰入金1,078万7,000円の減額は、繰入れ対象事業費の減少によるものでございます。

また、2項特別会計繰入金、2目後期高齢者医療事業会計繰入金4,644万7,000円の増額は、前年度の療養給付費市町負担金の精算に伴うものでございます。

続きまして、20、21ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入のうち、財政課分は2節総務費雑入の三重県市町村振興協会市町交付金40万6,000円の増額で、これは交付額の確定によるものでございます。

次に、21款市債、1項市債、2目衛生債2,360万円の増額は、過疎債ソフト分の配分額の増加に伴う救急医療体制強化事業債360万円及び予防接種事業債2,000万円のそれぞれ増額でございます。

次に、3目農林水産業債330万円の減額は、起債対象事業費の減少等によるもので、一般林道整備事業債10万円、農山漁村地域整備事業債200万円のそれぞれ減額及び水産基盤ストックマネジメント事業債10万円、漁港整備事業債110万円のそれぞれ減額でございます。

次に、4目土木債350万円の減額は、事業費の増加に伴う橋梁整備事業債560万円の増額、事業費の減少に伴う道路整備事業債880万円の減額、県事業の前倒しに伴う急傾斜地崩壊対策事業債450万円の増額及び県事業費の減少に伴う街路整備事業債480万円の減額でございます。

次に、5目消防債20万円の減額は、紀北消防組合における車両購入の入札結果により、消防車両等整備事業債20万円の減額でございます。

次に、6目教育債760万円の増額は、国庫補助事業の前倒しに係るもので矢浜

小学校トイレ改修工事及び尾鷲中学校多目的ホール空調設備改修工事に対する学校教育施設等整備事業債の追加でございます。

続きまして、22、23ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費のうち、3目財産管理費3億2,768万3,000円の増額は、基金積立金として今回の補正に伴う財政調整基金積立金3億1,636万2,000円、また、下段のほうにあります地方創生拠点整備等基金積立金50万円及び企業版ふるさと納税地方創生基金積立金1,000万1,000円は、頂いた寄附金をそれぞれ積み立てるものでございます。

その他の基金積立金につきましては、預金利子等を積み立てるものでございます。

続きまして、24、25ページを御覧ください。

中段にあります3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1,176万3,000円の増額は、国民健康保険事業特別会計繰出金の増額で、これは保険基盤安定繰出金等の額の確定によるものでございます。

次に、下段にあります8目後期高齢者医療費701万6,000円の減額のうち、財政課所管分は後期高齢者医療事業特別会計繰出金686万5,000円の減額で、こちらにつきましても、保険基盤安定繰出金等の額の確定によるものでございます。

続きまして、30、31ページを御覧ください。

下段にあります4款衛生費、5項上水道費、1目上水道整備費155万6,000円の減額は、繰出し対象事業費の減少に伴う水道事業会計負担金の減額でございます。

次に、6項病院費、1目病院費につきましては、財源更正でございまして、ふるさと応援基金繰入金の各事業への充当額の調整に伴うものでございます。

続きまして、8ページへお戻りください。

第4表地方債補正でございます。変更11件につきましては、全て限度額の変更で、内容につきましては、先ほど歳入で説明させていただいたとおりでございます。よろしく願いいたします。

財政課所管の補正予算に係る説明は以上でございます。

○濱中副委員長 説明は以上です。御質問のある方、挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中副委員長 次に、議案第14号、令和5年度尾鷲市一般会計予算の議決に

ついでに御説明をお願いいたします。

○岩本財政課長　それでは、引き続きまして、議案第14号、令和5年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、財政課に係る予算について御説明申し上げます。

まず、令和5年度尾鷲市一般会計予算書の1ページのほうを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算の総額は第1条第1項にありますとおり歳入歳出それぞれ100億1,447万5,000円と定めるものでございます。

ここで委員会資料の1ページ、資料1を御覧ください。

財政課の予算説明の前に令和5年度当初予算の全体の状況について、資料に基づき説明をさせていただきます。

まず、この表は、令和5年度の当初予算を前年度、令和4年度当初予算及び昨年12月にお示しさせていただきました財政収支見通しと比較したものでございます。金額につきましては、一般財源ベースで表示しております。

表の中で真ん中の列の令和5年度当初予算額③のところを御覧いただきますと、歳入の一般財源の合計、Aの欄ですが、ここが65億1,176万8,000円、また、歳出の一般財源の合計、Bのところですが、68億5,008万7,000円となっており、歳入から歳出を差し引いた一般財源不足額、Cの欄、3億3,831万9,000円でございます。

この一般財源不足額を令和4年度の当初予算と比較いたしますと1億8,995万1,000円増加しております。また、財政見通しとの比較では2,415万4,000円の増加となっております。

まず、前年度の当初予算と比較して、一般財源不足額が増加した主な原因でございますが、歳入の一般財源である市税、地方交付税及び臨時財政対策債等の減少により計9,206万円の減少となっていること、また、歳出におきましては、主に扶助費及び義務的経費を除く行政経費に係る一般財源が増加したことによるものでございます。また、財政見通しとの比較では歳入のうち、市税が財政見通しより減少したことが主な要因でございます。

この令和5年度当初予算における一般財源不足額につきましては、下段の財源不足対策欄に記載のとおり、財政調整基金から3億2,507万5,000円、都市計画事業基金から1,324万4,000円をそれぞれ取り崩して補填をしております。

次のページを御覧ください。

財政調整基金等の当初予算編成後の残高の状況でございます。

まず、財政調整基金につきましては、一番右の列の3のところでございますが、5年度の当初予算編成後残高が13億5,192万9,000円となっており、これは令和4年度の当初予算編成後の残高と比較すると2億9,948万9,000円の増加となります。一方、財政収支見通しとの比較では4,178万5,000円の減少となっております。

次の減債基金につきましては、5年度の当初予算編成後の残高が1億5,796万5,000円で、前年度との比較では7,712万1,000円の増加、財政見通しとは同額でございます。

また、都市計画事業基金につきましては、5年度の当初予算編成後の残高はゼロ円、前年度及び財政収支見通しも同様でございます。

以上、簡単ですが、令和5年度の当初予算を前年度等と比較した状況となっております。

それでは、予算書にお戻りいただきまして、18、19ページを御覧ください。財政課所管の予算のうち、まず、歳入について御説明申し上げます。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税は、前年度と同額の1,200万円、同じく2項1目自動車重量譲与税につきましても、前年度と同額の3,600万円を計上しております。

次に、一つ飛びまして、3款1項1目利子割交付金は、前年度比50万円減額の150万円、次の4款1項1目配当割交付金は、前年度と同額の1,000万円、また、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は、前年度比200万円増額の1,000万円を計上しております。

次に、20、21ページを御覧ください。

6款1項1目法人事業税交付金につきましては、前年度比900万円増額の3,000万円、次の7款1項1目地方消費税交付金につきましては、前年度比400万円増額の4億円を計上しております。

ここで、主要施策の予算概要の96ページを御覧ください。

令和5年度地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の充当について説明させていただきます。

下の表のとおり本市の令和5年度の社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費は、合計26億7,645万6,000円を見込んでおり、そこから国、県支出金等の特定財源を差し引いた残りの一般財源充当分が11億2万4,000円でございます。ここに地方消費税交付金（社会保障財源化分）の2億1,000万円を

充当するものでございます。

予算書の20、21ページにお戻りください。

次に、8款1項1目環境性能割交付金につきましては、前年度と同額の800万円、また、9款1項1目地方特例交付金につきましても、前年度と同額の650万円を計上しております。

次に、10款1項1目地方交付税は、前年度比2,500万円減額の40億4,000万円を計上しております。

内訳につきましては、普通交付税が35億1,000万円で、前年度比7,500万円の減額、特別交付税が5億3,000万円で、前年度比5,000万円の増額を見込んでおります。

続きまして、32、33ページを御覧ください。

中段の16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入1,611万円のうち、財政課に係るものは管財関係都市貸付料325万1,000円で、これは市内各所の普通財産の貸付料でございます。

次に、最下段にあります18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は3億2,507万5,000円で、前年度比2億161万1,000円の増額でございます。

34、35ページを御覧ください。

2目減債基金繰入金は、前年度比3,413万9,000円減額の86万1,000円で、これは令和3年度に借入れを行いました臨時財政対策債の利子償還金に対する繰入れでございます。

次に、3目活性化対策基金繰入金から12目企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金までは、それぞれの基金の目的に応じて繰入れを行うものでございまして、主なものといたしましては、6目尾鷲みどりの基金繰入金が3,126万3,000円、8目ふるさと応援基金繰入金が前年度比9,601万4,000円増額の3億5,266万5,000円、また、11目災害等対策基金繰入金につきましては、前年度と同様、感染症予防対策事業及び小中学校それぞれの保健衛生管理経費のうち、主に手指消毒液等の消耗品購入費に活用させていただく予定でございます。

また、12目企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金603万7,000円につきましては、御寄附をいただきました1,000万円のうち、603万7,000円を夢古道おわせの施設修繕に活用させていただくものでございます。

ここで委員会資料3ページ、資料2を御覧ください。

令和5年度当初予算における「ふるさと応援基金」の充当状況でございます。

総合計画の施策体系ごとに基金の充当額及びその主な内容を記載した資料となっておりますので、御参照いただければと思います。なお、本基金の充当につきましては、御寄附をいただいた方が指定された人の割合になるべく近くなるよう振り分けをさせていただいております。

続きまして、主要施策の予算概要の97ページを御覧ください。

令和5年度当初予算における都市計画税の充当状況でございます。

令和5年度当初予算における都市計画税につきましては、現年度課税分と滞納繰越し分を合わせて計1億1,254万1,000円を見込んでおります。

対しまして、充当事業は、下の表にありますとおり街路事業7,216万7,000円、公園事業2,247万6,000円、ごみ焼却事業及び火葬場事業1億3,464万円及び地方債償還額2,186万円の計2億5,114万3,000円であり、ここから特定財源を差し引いた1億9,334万3,000円に対して、都市計画税及び都市計画事業基金繰入金を充当するものでございます。

予算書の34、35ページにお戻りください。

次に、18款繰入金の2項特別会計繰入金、1目国民健康保険事業会計繰入金及び2目後期高齢者医療事業会計繰入金につきましては、繰入金の発生を見越した頭出しとして、それぞれ1,000円を計上しております。

続きまして、36、37ページを御覧ください。

下段にあります20款諸収入、5項雑入、1目雑入の2節総務費雑入のうち、7行目にあります三重県市町村振興協会市町交付金につきましては、前年度と同額の500万円を計上しております。

続きまして、38、39ページを御覧ください。

21款市債、1項市債、1目民生債は2,900万円で、内訳は心身障害者医療費助成事業債2,200万円、子ども医療費助成事業債300万円、障がい児保育事業債400万円でございます。

次に、2目衛生債は5,020万円で、内訳は救急医療体制強化事業債1,100万円、予防接種事業債2,270万円、斎場整備事業債1,650万円でございます。

次に、3目農林水産業債は2,300万円で、内訳は農業用水路整備事業債600万円、水産基盤ストックマネジメント事業債1,700万円でございます。

次に、4目土木債は、1億4,400万円で、内訳は橋梁整備事業債2,010万円、道路整備事業債3,550万円、41ページを御覧ください。

河川整備事業債 2,600 万円、急傾斜地崩壊対策事業債 2,110 万円、街路整備事業債 4,130 万円でございます。

次に、5 目消防債は 3,870 万円、内訳は消防団車両等整備事業債 2,100 万円、消防団施設整備事業債 1,770 万円でございます。

次に、6 目教育債は 4,120 万円、屋内運動場照明機器整備事業債でございます。

7 目臨時財政対策債は 4,300 万円、前年度比 6,300 万円の減額でございます。なお、委員会資料の 5 ページ及び 6 ページに資料 4 として先ほど説明いたしました令和 5 年度の地方債予定表を参考資料として添付しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

52、53 ページを御覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費のうち、53 ページの中段にあります財政事務経費は 123 万 4,000 円で、前年度比 1 万 9,000 円の増額でございます。

主なものといたしましては、需用費のうち消耗品は、予算書等の印刷に係る用紙代等で 29 万円、委託料のうち固定資産管理・公会計システム保守委託料が 59 万 4,000 円、新地方公会計支援業務委託料が 16 万 5,000 円でございます。

続きまして、54、55 ページを御覧ください。

下段の 3 目財産管理費は、前年度比 1,427 万 4,000 円増額の 2 億 5,367 万 4,000 円でございます。そのうち、財産管理経費は、前年度比 1,251 万 1,000 円減額の 1,367 万 4,000 円で、主なものといたしましては、役務費の保険料 605 万 5,000 円は、市有財産に係る保険料でございます。

また、登記手数料 46 万 3,000 円及び 57 ページを御覧いただきまして、4 行目にあります不動産鑑定手数料 17 万 8,000 円につきましては、元九鬼出張所跡地の売却を進めるための経費として計上したものでございます。

次に、工事請負費 481 万 8,000 円は、元三木里小学校教員住宅 2 棟分の解体工事請負費でございます。

次に、基金積立金は、前年度比 4,400 万円増額の 2 億 4,000 万円で、ふるさと応援基金積立金でございます。

これにつきましては、歳入のふるさと応援寄附金 4 億円のうち、事業費への充当額 1 億 6,000 万円を差し引いた 2 億 4,000 万円を基金へ積み立てるものでござ

ざいます。

ここで委員会資料、4ページの資料3を御覧ください。

今回の令和4年度の14号補正並びに令和5年度の当初予算編成における取崩し、積立てを踏まえた基金残高でございます。

一番右の欄を御覧いただきますと財政調整基金が16億6,829万1,000円、減債基金が1億5,797万3,000円、少し下を行っていただきまして、ふるさと応援基金が3億3,407万7,000円、ほか記載のとおりでございます。基金合計につきましては、25億7,351万1,000円となる見込みでございます。

予算書の56、57ページにお戻りください。

次に、4目契約検査費は81万5,000円で、前年度比12万9,000円の減額でございます。

工事等契約検査経費の主なものは、委託料の入札参加登録業務委託料35万7,000円及び工事検査業務委託料38万3,000円でございます。

続きまして、88、89ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のうち、89ページの中段にあります国民健康保険事業特別会計繰出金は1億9,629万5,000円で、前年度比374万4,000円の減額でございます。

続きまして、96、97ページを御覧ください。

下段の8目後期高齢者医療費のうち、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は4億5,369万4,000円で、前年度比1,322万4,000円の増額となっております。これにつきましては、後期高齢者医療事業特別会計における広域連合負担金の増加が主な要因でございます。

続きまして、130、131ページを御覧ください。

4款衛生費、5項上水道費、1目上水道整備費は、前年度比85万7,000円増額の2,187万2,000円で、水道事業会計負担金でございます。

次に、6項病院費、1目病院費は、前年度比7,668万9,000円増額の5億4,606万円で、病院事業会計負担金でございます。この主な増額要因につきましては、令和3年度に導入されたリニアック及び電子カルテに係る起債の元金償還が5年度から始まることによるものでございます。

一般会計につきましては、繰り出し基準に基づき、償還額の2分の1を負担することによるものでございます。

続きまして、206、207ページを御覧ください。

下段にあります11款公債費、1項公債費、1目元金は、前年度比2,378万4,000円減額の10億5,546万1,000円、2目利子は、前年度比71万1,000円減額の2,780万8,000円で、このうち市債償還に係る公債費利子は2,739万7,000円でございます。

続きまして、208、209ページを御覧ください。

12款1項1目予備費につきましては、前年度と同額の200万円を計上しております。

続きまして、11ページにお戻りください。

第3表地方債補正でございます。

起債の目的、限度額につきましては、それぞれ歳入予算で説明させていただいたとおりでございます。起債の方法につきましては、証書借入れまたは証券発行、利率は年3.0%以内、償還の方法は30年以内としております。

財政課に係る当初予算の説明については、以上でございます。よろしくお願いたします。

○濱中副委員長 説明が終わりました。

御質問、御意見ありましたら、挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

○南委員 三木里の教員住宅の400何十万、ばらしのところ、何ページでした。  
(「57ページです」と呼ぶ者あり)

○南委員 そうですね。これは当然長年の懸案事項で、やっと解体していただくかなということで、遅い気がするんですけども、普通財産ということで、ほかにも教員住宅は梶賀もありますよね、まだ。結構、九鬼やとか。そういった面の併せて計画というのはどうなっているのか、それだけちょっと簡単に。

○林財政課主幹兼係長 今、普通財産として管理しておるのがあと、三木小学校の教員住宅がありまして、梶賀と、あれはまだ教育委員会のほうの所管になっていきます。三木小のほうも今後解体していく予定で、話は計画していく予定です。

○南委員 梶賀のほうはまだ、普通財産に戻していないということですか。

それは早く戻して、解体できる体制はつくっておくほうがいいと思いますので、速やかな対応をお願いいたします。

それと主要施策の97ページ、都市計画事業に要する経費ということで、上の街路事業、3,000何がしかある、これも土木のほうで、歳出のほうで聞いたらいいと思うんですけども、財政としての分かっている範囲で、例えば街路事業とい

うことは当初計画に係る道路のなんですけれども、今回の港町新田線の分も多少入っているのか、それとごみ焼却事業、火葬事業のほうも斎場との振り分けがあると思うんですけれども、そこら辺の数字がどのようになっているかなというのが、もし分かっておる範囲があれば、歳出のほうで聞いたらいいんですけど、それだけお願いします。

○岩本財政課長　　すみません。細かい数字の振り分けというのはちょっと今持っていないんですけれども、街路事業につきましては尾鷲港新田線の市で行う事業とあと、県で行っていただいております、その両方に事業費入っております。

あと、ごみ焼却事業につきましては、1億円程度がごみ焼却で、あと残りが火葬場事業ということになります。

○南委員　　大体理解はしましたけど、ごみ焼却事業のほうですが、県のほうで当然都市計画税は充当できますよということで許可をいただいて、数年前から都市計画税を充当しておるんですけれども、以前から委員会等で、議会でも議論されておるようにやはり都市計画税というのは不均一課税なんですよね。

旧町内の方が都市計画のエリアの中で暮らせるということで、この旧町内の方が都市計画税を払ってみえるということなんで、こういったごみのほうへ充当するのはいかがなものかなという議論が、私も現時点でも不思議に思っていますけれども、やはりこの事業へ充当していかないかということ、市独自の都市計画の事業は他に例えば道路を造ったり、公園造ったりすることに関しては行っていないので、こちらへ充当して入れておるという理解をしてよろしいんですか、単純に。

○岩本財政課長　　先ほど言われました街路事業とか、公園事業の事業費のみでは、都市計画税としていただいておりますお金とか、基金に積み立てておるものを使い切れない状況です。ですんで、今ごみ焼却場とか、火葬場のほうにも充当させていただいておりますということです。

○南委員　　結局はそういった公園だとか都市公園、街路事業等に充当できないということは、事業を行っていないというのを理解していいんですけれども、ある意味ではやはり都市計画の本来の目的税からいくと、間違いではないですよ。この都市計画エリアにある施設なのでということで、やはり一方、今も言うたように不意均一課税の件から考えると、もっと公平公正な割り振りをしたほうが僕はいいんじゃないかなという自分の思いもありますけど、特に市長としてはどうですか、この都市計画税の不均一課税の充当先、今回、このごみ焼き場にかけておるんですけれども。

○加藤市長　この議論は何年か前にさせていただいて、要するに市民の了解を得るために広報にも出しながら一応これを充当するというので、今進んでいるわけなんです。

そういう話の中で、今先ほど申しましたように都市計画税の現年課税というのが1億1,100万、滞納分抜いて1億1,200万の中で、本来であれば街路事業、公園事業、地方債償還で都市計画税の現年課税と滞納繰越金を上回るだけのものがあるんですけども、一応この委員会の中でもその方向で御了解をいただいているということもございまして、ごみ焼却事業、火葬事業、これに対して1億1,800万、一般財源で充当させていただいて、その中の都市計画税を何ぼかと、要するに3,700万充当させていただいているという、こういうこととございまして、何とかこういう形で進めさせていただければと私は思っております。

○南委員　市長の答弁は、全くある程度の議会の合意も市民の合意も得て振り分けしておるのは事実なんですけれども、街路事業的に考えていくと、これは私の私見で申し訳ないんですけども、僕は以前から言うておるように3%から2%に下げたら、二千四、五百万ですか、もっと減るんですかね、入として減るんですけども、今街路事業が少ないということとございまして、そこら辺辺りも再度検討する時期に来ておるんじゃないかなという思いだけお伝えいたします。

以上です。答弁はいい。

○濱中副委員長　ほかによろしいですか。

○仲委員　南さんが都市計画税のこととお話があったけど、僕ちょっと違った意味での考え方を持っていましたもので、ちょっと質問させていただきます。

この主要施策の97ページに今のお話の中であつたんですけど、令和5年度の歳入では都市計画税が1億1,254万1,000円ということで、歳出で経費が2億5,114万3,000円ということで、経費のほうが大幅に多いと。

下の欄で都市計画事業費等に要する経費引く特定財源、これは地方債ということで、都市計画税収入額を引くと8,080万2,000円、これ、まだ要るわけですね。そのうち、1,324万4,000円を繰り入れたということで、一般財源でもこれで賄っておるんですね、実際は。6,000何百万。

それから、行政常任委員会資料の4ページを見ると、前年度の14号補正までには1,324万4,000円、都市計画事業基金が残っておったと。

今年度、令和5年度当初で1,320万4,000円を取り崩して残金が1,000円と、都市計画事業基金、現在1,000円ですね、可決されれば。そうすると、

来年度からでも、6年度からでも街路事業、続きますよね。さらに地方債償還額も続きますよね。そうすると下手をすれば、一般財源で賄わなんならん。もっと言えば公園事業なり、ごみ焼却場が今後提出されれば、これ、経費として充当できますよね。

そういう意味では、僕は1,000円というのは心もとないんです。そこら辺で逆に当年度、当年度で一般財源を賄ったほうが今後のマイナス要因にはならないと思うんですけど、都市計画事業基金の積立てについてはどう考えていますか。

○岩本財政課長　　都市計画事業基金のもともとのつくった要因は、令和元年度で都市計画税の余剰金が発生して、それを財政調整基金へ積んであるということで、それはまずいので都市計画事業基金をつかって振り替えたということが始まりでございます。

県からの指導として、こういったためておる都市計画税については、きちんと使いなさいと、基金を使い切りなさいという指導の下で今まで充当してきました。ですんで、基金については本来ゼロであるべきで、事業の精算等でまた、積み直しというのはあるかも分かりませんが、基金はゼロが正当な運用かなと思っております。

○仲委員　　これは今年度についてはまださらに都市計画の経費に充当額が足らなんだということで、やもすれば来年も、再来年度も足りない場合と、逆に余る場合があるんですね。それについては、僕は基金に積んで、次の年度、3年、4年の充当のために基金を積んでいくという考えはよろしいですね。

○岩本財政課長　　基金の運用として、今後発生するそういう都市計画事業の財源として積立てを行っていくという方法も一つの方法だと思っております。

○濱中副委員長　　他にございませんか。  
議長、特に。

○小川議長　　予算書の20ページ、地方交付税のところで、先ほど普通交付税と特別交付税の金額言われましたけど、この違いというのはよく分らないんですけど、それ、ちょっと教えていただけませんか、参考までに。

○岩本財政課長　　国で持っている地方交付税の総額があるんですけど、そのうちの94%が普通交付税、6%が特別交付税という振り分けで交付されます。  
以上です。

○小川議長　　これ、使い方によって特別交付税のほうに入ってくるとか、そういうのを一度聞いたことあると思うんですけど、それはどうなんですか。

何か、後からこういうのが使えますよと出てくるんですか。

○岩本財政課長 普通交付税の場合は、通常各行政団体が一般的な行政運営をしていくために必要な経費として、各いろいろな項目に分けて算定を細かくしてくるものなんです。

特別交付税というのは、特殊な財政事情、一般的な行政運営に加えて何か特殊なものがある場合に、その特殊要因を加味して交付してくる、そういった性質の違いがあります。

○小川議長 よく分かりにくいんですけれども、後から、国のほうからこんな事業できますよと、その分特別交付金使えますよというのがたまに官報で来るときありますよね、これ使えますとか。それ、使った場合には今度、次の年の交付税がそれ、削られるというような話もちらっと聞いたことあると思うんですけど、その点はどうなんでしょうか。

○岩本財政課長 もうちょっと特別交付税のことを詳しく言いますと、例えば尾鷲市ですと地域おこし協力隊の経費ですとか、あとは数年前から出しております病院の不採算地区にある中核的な病院としてある場合に、一般会計から病院会計へ繰り出した80%が特別交付税で措置されるとか、そういったものが含まれてきます。

ただ、議長今言われたような、それがあったからといって何か別のところで減らされるとか、そういったことはないと思っております。

例えば災害等で、全国的にそういったものにたくさん使われた場合に、災害が起こっていない地域に対する交付税の枠が少なくなるということはあります。そういったことになります。

○濱中副委員長 他にございませんか。

それでは、財政課を終了いたします。ありがとうございました。

そうしたら、10分ほど休憩取らせていただきます。

(休憩 午前10時47分)

(再開 午前10時57分)

○濱中副委員長 それでは、休憩前に引き続き常任委員会を再開いたします。

それでは、総務課に係ります議案第3号から議案第7号までの条例の制定についての御説明を求めます。

○竹平総務課長 それでは、総務課に係る議案について説明をさせていただきます。

まず、議案書の1ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

議案第3号、尾鷲市個人情報保護法施行条例の制定についてにつきましては、デジタル社会形成整備法による施策の一つとして、個人情報保護制度は制度を実施する主体によって適用される法令が異なっているため、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報保護制度が改正後の法律に一本化されました。

このことにより全ての地方公共団体において、個人情報保護に共通ルールが規定されたことから、現行の尾鷲市個人情報保護条例を廃止し新たに条例で規定することが急要される事項等を定めるものでございます。

主な内容といたしましては、2ページの第3条の不開示情報、不開示情報は法律において地方公務員である場合はその職務の遂行に係る情報であるときは当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は開示されることとなりますが、氏名についての規定がないため、尾鷲市情報公開条例第8条第1号ウ、に規定している公務員の指名に係る部分に限るとして氏名を開示できる規定を条例で定めるものでございます。

次に、第4条、手数料等は費用負担はこれまでと同様開示等に係る費用は無料とし、当該写しの作成及び送付費用を負担することを定め、第5条の開示決定等の期限では、法では開示決定等を開示請求のあった日から30日以内にするものとなっておりますが、本市では14日以内とし、速やかに開示決定するよう努めることとして、また、第6条の開示決定等の期限の特例では、著しく大量である場合は44日以内に全ての開示決定等を行うことにより、支障が生じるおそれがある場合は相当の期間内でよい特例を設けております。

3ページを御覧ください。

第7条審査会への諮問は、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要な場合として、条例の改廃、安全管理措置、運用上の対策を定める場合は尾鷲市個人情報保護審査会に諮問することができる規定としております。

また、この条例は令和5年4月1日からの施行となります。

次に、5ページを御覧ください。

議案第4号、尾鷲市個人情報保護審査会条例の制定についてにつきましては、現行の尾鷲市個人情報保護条例において、個人情報保護審査会に係る規定が明記されておりましたが、本条例が廃止されることに伴い、新たに審査会の設置に係る条例を制定するものでございます。

主な内容ですが、6ページの第2条で定める所掌事務は、法第105条第1項に

ある開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等または開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る負債について審査請求があったとき。また、尾鷲市個人情報保護法施行条例第7条における条例の改廃、安全管理措置、運用上の細則を定める場合、議会個人情報保護条例第45条及び第50条の規定に基づく諮問に応じて審議することを定めています。

第3条、組織では、委員を5人以内とし、第4条で審査会の委員の任期を2年と定めています。また、現在の委員は経過措置により引き続き委員となります。

この条例の施行期日も令和5年4月1日としております。

この議案第3号及び議案第4号につきましては、資料1に参考資料をおつけしておりますので、委員会資料の1ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

まず、改正前には各自治体で別々の法令等で規定されていたものを改正後は個人情報の保護に関する法律で統一されることとなります。

また、制度改正により現行から変更するところにつきましては、2の制度改正による主な変更点の6点でございますので、また、御参照ください。

続きまして、議案書の8ページに戻っていただきます。通知をさせていただきます。

議案第5号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてにつきましては、令和4年12月に尾鷲市議会定例会において可決されました本条例について、尾鷲市職員の育児休業等に関する条例と職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例における定年延長に関する規定について、県からの準則に基づき新たに追記があるため、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正としては、9ページになります。

9ページの中段にある第17条中、服務についてを育児短時間勤務職員等というふうに改めるものでございますが、これは尾鷲市職員の育児休業等に関する条例第17条、育児短時間勤務職員等の省略規定を加えるもので、給与条例の規定の適用についてはその下の表にありますとおり第12条第2項において定年前再任用短時間勤務職員を育児短時間勤務職員等に読み替えるものでございます。

また、10ページをお願いいたします。

第20条、短時間勤務職員の給与の取扱いについては、給与条例の各条項の字句を表のとおり読替規定としている加えるものでございます。

また、11ページ中段、第9条、職員の分限に関する手続及び効果等に関する条

例の一部改正は、第1条中の「及び休職」を「、休職及び降給」に改めることで、定年延長における降給に対応できるように定めるものでございます。

次に、12ページを御覧ください。

議案第6号、尾鷲市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正についてにつきましては、議案第3号において現行の尾鷲市個人情報保護条例が廃止されることに伴い、13ページを御覧ください。

本条例第6条第7号中の引用する条例、「尾鷲市個人情報保護条例第2条第1項」に規定する個人情報から「個人情報の保護に関する法律第2条第1項」に改める条例の一部を改正するものでございます。

次に、14ページを御覧ください。

議案第7号、尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてにつきましては、人事院勧告を準拠し令和5年度以降の会計年度任用職員における給料表において水準を引き上げるため、15ページからの別表のとおり条例の一部を改正するものでございます。

給料月額が低いほど改定幅が大きく、最大で1級の1号給から16号給までが4,000円の増額改定となっております。

以上が条例の制定議案2件と一部改正の議案3件の改正内容でございます。

○濱中副委員長 条例改正についての説明が終わりました。

御質問ございましたら、挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

○仲委員 個人情報の保護のほうがちよっとかなり難しいので、理解ができにくいんですけど、ちよっと疑問な点だけ。

資料1かな、個人情報の保護に関する法律の改正についてということで、制定理由はよく分かるんですけど、制度の改正による主な変更点の中で⑤番、個人情報保護審査会の個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に云々ということの⑤番と、⑥番、個人情報保護委員会の権限が強化されること、この2点について、ちよっと、もっと詳しく説明をお願いしたいんですけど。

○竹平総務課長 まず、⑤番につきましては、個人情報保護審査会の個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことなどに限られることということで、例外的な個人情報の取扱いをすることができない、ただし、個人情報の適正な取扱いの確保や情報セキュリティに関することについて、審査会に知見を諮問することは可能ですよというような内容になっております。

⑥番につきましては、権限が強化されることという部分では、現行条例で例外的な個人情報の取扱いについて個人情報審査会に諮問していたものができなくなり、国の個人情報保護委員会において必要な指導、助言が行われるというような改正内容になっております。

あくまでも国の法律改正の部分でございます。

○仲委員　今のでよく分かったけど、そうすると議案書の条例の6ページの尾鷲市個人情報保護審査会条例が設置しておくという中で、事務分掌が幾つかあるんですけど、1番が審議することで。審査請求して審議すること、2番が調査審議云々とあるんですけど、ここの兼ね合いと、6番の権限が強化されるというのはちょっとぴんとこんのですけど。

それでもう一点は、もう一つの条例の施行条例、個人情報の。第7条、審査会への諮問で実施機関は次の各号のいずれかに該当する場合において云々とやけど、次の場合、(1)から(3)の三つのうちで、審査会の事務分掌というのはどれに当たるかもちょっと分からないんですけど、質問の内容分かるかいね。

○松永総務課総務・職員係長　すみません。こちらのほうの第7条においては、諮問することができるものということで定めさせていただいておりますので、こちらの法規とか、法令とかで定められている以外のもの定められているものということで、所掌事務のほうについても、こちらのほうで条例で定めているもの以外でこちらのほうで所掌されているものということ……。

(発言する者あり)

○松永総務課総務・職員係長　そうですね。一応そうっております。

○濱中副委員長　他にございますか。

○南委員　議案第7号の会計年度職員の一部改正なんですけれども、ちょっと教えてほしいんですけど、僕の認識不足というか。例えば議案書の22ページの備考欄のところで廃棄物作業員その他のフルタイム会計云々は規則で定めるもの、当然尾鷲総合病院の看護師さんもそのような記述が備考欄で何か所かされておるんですけども、条例で一応この表をつくっているのは当然給与に関することやもんで条例改正せないかんというのは理解できるんですけども、その他の任用職員については、規則で定めることに適用するという、ちょっと規則と条例の重さがあまりにもちょっと濃淡があり過ぎるんじゃないかなと、そこら辺だけちょっと1回、説明をお願いいたします。

○松永総務課総務・職員係長　先ほどの備考欄の部分になるんですけども、い

ろいろ職務の例えば先ほど言われた廃棄物作業員とか、ほかにも何個かいろいろ種類とかがあるんですけども、そちらのほうについては金額の制定、言うたら金額は条例で定められているんですけども、どういうふうな職種があるかというのについては規則のほうで定めているというものになっているんです。

○南委員 振り分けが難しいと思うんですけども、その他の職員もこんな年表化することというのは難しいんですか。

条例と規則といたら全然重さが違うように僕は考えておるもんで。できたら条文化のこの表をつくって定めるほうがふさわしいやり方じゃないかいなど、個人的なあれなんですけどね。

○竹平総務課長 各職種については、なかなか一つ一つをこのような形で定めるのは難しく、基本的にはこういった会計年度任用職員とか、職員の給与については国のほうに準拠した形で定めさせていただいております。

○南委員 簡単に説明したらそうなんですけれども、ちょっとまた、詳しいことは僕も、当然総合病院の一部適用ということで尾鷲市の給与規程に基づいて尾鷲病院の職員さんも給与は支給されるんですけど。各市もこのような特殊作業については、規定で定めるということをうたっておるんかいね、ほかの三重県のほう、そこから辺だけちょっと、もし分かっている範囲で。

○竹平総務課長 各市町とも同じような形になっておると認識しております。

○濱中副委員長 よろしいですか。

○南委員 また、勉強してみます。

○濱中副委員長 他にございますか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中副委員長 そうしましたら議案第19号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算(第14号)の議決についての説明を求めます。

○竹平総務課長 それでは、議案第19号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算(第14号)の議決についてのうち、総務課に係る部分について説明をさせていただきたいと思います。

まず、人件費につきましては、総務課にて一括説明をさせていただきます。

別紙の委員会資料の2ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

まず、資料2の職員人件費でございますが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、育休等による31万8,000円の減額、4款衛生費、2項清掃費、

1目清掃総務費139万7,000円の減額は、退職職員の給料の減額、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費126万4,000円の減額は、教育長の不在期間等による減額で給料合計で297万9,000円の減額、期末手当は84万6,000円の減額、時間外勤務手当につきましては、主に参議院議員選挙事務の執行経費の確定による202万7,000円の減額が主なもので、退職手当につきましては、職員の退職による増加分1,481万2,000円でございます。

その他共済費71万9,000円の減額を含めた人件費総額は、764万1,000円の増額となっております。

次に、資料3を御覧ください。

会計年度任用職員人件費でございますが、2款総務費、4項選挙費、3目参議院議員選挙費、1節報酬において執行経費確定による22万8,000円の減額及び9款教育費、2項小学校費、1目1節学校管理費で介助員等の実績に基づく72万4,000円の減額、合計で96万円の減額となっております。

続きまして、人件費以外の総務課に係る補正予算について御説明をさせていただきます。

補正予算書の22、23ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、庁舎管理経費、工事請負費31万8,000円の減額につきましては、空調機器の入札差金による減額でございます。

続きまして、選挙管理委員会に係る予算を説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、補正予算書の16、17ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

歳入でございますが、15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金786万円の減額は、参議院議員選挙執行委託金として選挙執行事務経費の確定による減額でございます。

次に、歳出になります。

22、23ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

2款総務費、4項選挙費、3目参議院議員選挙費、参議院議員選挙経費785万5,000円の減額は、選挙執行事務経費の確定による減額で、主なものとして次ページに記載のとおり会計年度任用職員報酬22万8,000円の減額、時間外勤務手当202万7,000円の減額、需用費では消耗品費で20万1,000円、未執行の修繕料20万円、役務費では通信運搬費が28万5,000円、使用料及び

賃借料では一番下にございます洋上投票関係 F A X 借上料 4 4 0 万 8 , 0 0 0 円の減額が主なものでございます。

これで補正予算に係る総務課の説明は以上でございます。

○濱中副委員長 補正予算について説明終わりました。

御質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中副委員長 そうしましたら、議案第 1 4 号、令和 5 年度尾鷲市一般会計予算の議決について説明を求めます。

○竹平総務課長 それでは、議案第 1 4 号、令和 5 年度尾鷲市一般会計予算の議決についてを説明させていただきます。

まず、歳入につきましては、22、23 ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

1 3 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料、1 節総務管理使用料、本年度予算額 1 0 5 万 7 , 0 0 0 円のうち、総務課分は行政財産使用料 7 6 万 5 , 0 0 0 円で、主な貸付け物件は職員組合事務所、職員互助会売店使用料、庁舎ロビーに設置の避難所等案内板、共同キャッシングサービスボックスでございます。

2 8 、 2 9 ページを御覧ください。

1 4 款の国庫支出金でございます。

3 項委託金、2 目民生費委託金、1 節社会福祉費委託金、基礎年金事務費交付金 3 4 0 万 4 , 0 0 0 円のうち、3 2 0 万 6 , 0 0 0 円が総務課分で、年金事務のシステム使用分と国民年金事務人件費として交付されるものでございます。

1 5 款県支出金、1 項県負担金、1 目総務費県負担金、1 節総務管理費負担金、本年度予算額 1 1 2 万 1 , 0 0 0 円の特例事務処理交付金は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律など、三重県の権限移譲に伴う事務処理に対する交付金でございます。

続きまして、飛びますが、36、37 ページを御覧ください。

2 0 款諸収入、5 項雑入、1 目雑入、2 節総務費雑入のうち、総務課分は 2 , 2 4 7 万 4 , 0 0 0 円で、給与計算等に係る水道事業会計負担金 3 4 万円、生活年金プラン事務費 7 6 万 3 , 0 0 0 円、互助会館及び共同キャッシングサービスボックス電気使用料で 1 6 万 8 , 0 0 0 円、国民健康保険事業など特別会計と水道、病院の事業会計のシステム利用負担金 7 0 8 万 5 , 0 0 0 円と公文書コピー代 3 万円、三重大学連携室インターネット回線使用料 3 万 9 , 0 0 0 円、避難所等案内板電気

使用料1万4,000円と次ページになります派遣職員人件費1,401万9,000円と一番下に記載の自動販売機の電気使用料1万6,000円が総務課分でございます。

続きまして、歳出になりますので、よろしくお願いいたします。

人件費につきましては、別紙資料にて御説明をさせていただきます。通知をさせていただきます。

資料の4ページでございます。

この資料につきましては、1款の議会費から9款の教育費までの一般会計と国保、後期高齢特別会計ごとに目別の給料職員手当等について記載をさせていただいております。

表内の職員数の増減は、前年度当初との比較で退職者と新採職員との差引き、また、異動等によるもので、職員合計は177名でございます。

令和5年度の児童手当を除く人件費総計は右下の欄に記載のとおり、一般会計、特別会計の合計で12億7,398万6,000円で、前年度と比較しますと4,798万5,000円の減額となっております。

内訳でございますが、まず、給料合計を御覧ください。

6億9,079万8,000円となり、前年度と比較しますと919万2,000円の増額となっております。

これは退職職員と新規採用者職員との差引きによることが原因と、あと、人勧影響額で153万8,000円と定期昇給等によるものでございます。

次に、職員手当でございますが、児童手当を除く本年度予算額は3億6,678万3,000円で、前年度と比較しますと6,063万3,000円の減額となっております。内訳としましては、期末勤勉手当は人勧0.1月分の引上げ等もあり、昨年度比較では720万9,000円増額の2億7,784万5,000円で、時間外勤務手当等はコロナ感染症ワクチン接種分として459万1,000円の減額などで3,264万4,000円、退職手当は副市長分797万5,000円で、これは今年度一般職の退職者がゼロとなり、昨年度比較で6,118万4,000円の減額となっております。

また、共済費につきましては、本年度予算額は2億1,640万5,000円で、前年度と比較して345万6,000円の増額で人件費の総額は12億7,398万6,000円となっております。

また、人事交流についてでございますが、ここでちょっと少し報告をさせていた

だきたいと思います。

令和3年度、また、令和4年度につきましては、水産庁より丸茂調整官が本市に来ていただいておりますけれども、令和5年度以降も引き続き人事交流を行いたく、国と本市との職員による良好な関係性を築き、国の動向など、情報と知見を得ることで業務につなげてまいりたく、本年度も今のところ農林水産省より来ていただける予定で調整をさせていただいているところでございます。

なお、派遣する職員につきましても、国の行政実務経験による広い視野と知見を養い、本人にとってはパラダイムシフトもあるでしょうし、時代に合ったものの見方、価値観を学び、今後の行政運営の財産となるものというふうに考えております。

それでは、次の資料5ページをお願いいたします。

会計年度任用職員の人件費でございますが、1款の議会費から9款の教育費までの児童手当を除く総計は右下の欄に記載のとおり2億9,188万7,000円で、前年度と比較して36万2,000円の減となっております。

表内職員数の増減は前年度当初との比較で、税務課税業務1名増、戸籍は個人番号カード交付事業で2名増、教育では小学校の給食業務等で3名増、清掃のフルタイム4名減など、全体として増減なしの150名となっております。

人件費の内訳は、1節報酬1億9,430万4,000円、2節給料1,743万5,000円、3節諸手当の期末手当が3,967万5,000円、4節共済費1,660万8,000円と社会保険料2,355万6,000円で、会計年度任用職員の人件費総計は2億9,188万7,000円となっております。

なお、本委員会所管の予算の中で人件費については総務課において一括して予算計上させていただいており、各課における人件費の内容につきましては割愛をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、人件費以外の総務課に係る予算について御説明をさせていただきます。

予算書の44、45ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、今年度予算額7億7,019万7,000円、前年度と比較して264万円の増額となっております。

財源内訳の総務課分は、国県支出金205万3,000円のうち、基礎年金事務費交付金72万6,000円、その他特定財源としてシステム利用負担金708万5,000円ほか、電気使用料19万8,000円でございます。

それでは、45ページ下の一般管理費、人事管理経費から説明をさせていただきます。

人事管理経費800万9,000円は、前年度と比較しますと71万7,000円の増額で、主な支出としては、次ページをお願いいたします。

7節報償費5万円は、職員採用試験の面接官の報償費です。

次に、8節旅費69万7,000円は、職員採用試験面接官旅費3万3,000円、派遣職員の特別旅費が37万円、災害被災地派遣旅費が29万4,000円でございます。この災害被災地派遣旅費につきましては、災害等によって被災した自治体から応援要請があった場合の職員派遣旅費で、職員2名7泊8日で計上をさせていただいております。

次に、12節委託料283万円は、主に職員の健康診断委託料215万9,000円でございます。

13節使用料及び賃借料370万7,000円は、人事交流による公舎借上料174万円と人事給与システムクラウド利用料196万7,000円でございます。

次に、職員研修事業60万5,000円は、11節役務費の自動車の安全運転に係る技能講習会受講手数料のほか、12節委託料、職員研修委託料44万円が主なものでございます。

なお、職員研修については多様化する行政ニーズに対応するため、市職員として自ら考え、行動する職員の人材育成を考え、職員一人一人の業務能力の向上を目指し、法制執務研修だけではなく、これから必要となるトレンド研修、また、ナッジ研修など、政策形成や課題解決につながる要素を踏まえた研修を実施します。

また、令和4年度1月末時点ですが、31項目において多岐にわたる行政研修の研修に職員延べ212人を参加させ、人材育成の強化に努めております。

次に、総務一般管理費4,000万4,000円は、前年度と比較しますと86万9,000円の増額ですが、この主な要因は今年度においては車両2台を購入予定としているものでございます。

主な支出といたしましては、7節報償費48万円は、顧問弁護士に対する報償費でございます。

10節需用費590万4,000円は、条規類集等書籍の追録代、印刷用紙代等の消耗品費142万4,000円、公用車ガソリン代365万5,000円、公用車の修繕料82万5,000円でございます。

11節役務費400万8,000円の主なものは、庁舎電話代等の通信運搬費3

60万円でございます。

次ページになります。

12節委託料2,054万円の主なものは、条規類集データベースシステム委託料304万7,000円、公用車集中管理等業務委託料1,349万5,000円、文書管理システム運用保守業務委託料261万4,000円等でございます。

13節使用料及び賃借料415万6,000円は、複合機使用料のほか、有料道路通行料300万円が主なものでございます。

17節備品購入費485万9,000円は、公用車普通自動車1台と軽バン1台の購入を予定しております。

次に、情報化推進事業の7,458万1,000円は、前年度と比較しますと402万5,000円の増額ですが、これは12節委託料で自治体業務システム標準化に伴う文字同定作業委託料138万6,000円と、その分析支援業務委託料247万5,000円及びファイル無害化構築業務委託料345万8,000円の新規事業が主な要因で庁内システムサポート保守委託料3,460万6,000円を含む委託料合計は4,280万8,000円となっております。

13節使用料及び賃借料2,742万4,000円は、インターネット使用料327万4,000円、庁内DNS・メールサーバ等更新機器借上料154万8,000円、総合住民情報システムクラウド環境移行機器借上料は1,252万3,000円、財務会計システム利用料356万4,000円、総合住民情報システムのデータセンター利用料635万円が主なものでございます。

17節備品購入費は、端末機器2台の購入費用でございます。

18節負担金、補助及び交付金379万9,000円は、国と自治体をつなぐ中間サーバーの利用負担金310万1,000円及び三重県セキュリティクラウド負担金66万5,000円でございます。

次に、次ページの情報公開59万9,000円は、情報公開個人情報保護及び行政不服審査会に係る経費で、主なものといたしまして1節報酬25万円、8節旅費33万4,000円を計上しております。

次に、庁舎管理経費の2,596万9,000円は、前年度と比較しますと341万5,000円の増額ですが、これは電気料金の高騰により光熱水費が昨年度比較で259万2,000円増額しております。

10節需用費1,272万1,000円の主なものは、庁舎の光熱水費1,062万円及び修繕料170万8,000円となっております。

1 1 節 役務費 1 8 1 万 7, 0 0 0 円は、庁舎の浄化槽保守点検業務 1 7 5 万円が主なものでございます。

1 2 節 委託料 1, 0 1 7 万 9, 0 0 0 円は、自家用電気工作物保安業務委託料 2 7 万 6, 0 0 0 円ほか、庁舎等の警備業務委託料 8 0 6 万 7, 0 0 0 円が主なものでございます。

次に、5 4、5 5 ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

いじめ問題調査委員会費でございます。いじめ問題調査委員会費 1 7 万 3, 0 0 0 円ですが、これは尾鷲市子どものいじめの防止等に関する条例にあります尾鷲市いじめ問題調査委員会の委員報酬と旅費でございます。

次に、6 2、6 3 ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

公平委員会費でございます。

8 目 公平委員会費、今年度予算額 1 6 万 7, 0 0 0 円は、委員の報酬 9 万 9, 0 0 0 円のほか、全国公平委員会連合会及び三重県公平委員会連合会等の負担金を計上しております。

次に、7 2、7 3 ページになり、少し飛びます。

1 4 目 諸費、総務管理費負担金 1 2 6 万 2, 0 0 0 円のうち、総務課分といたしましては、8 万 7, 0 0 0 円で、上から三重県安全運転管理協議会会費 1 万 3, 0 0 0 円、安全運転管理者講習会会費 1 万 8, 0 0 0 円、紀北自家用自動車協会会費 5, 0 0 0 円、平和首長会議メンバーシップ納付金 2, 0 0 0 円、三重県自治研究センター年会費 4 万円、三重県社会保険協会会費 9, 0 0 0 円でございます。

次に、第 2 条第 2 表 債務負担行為について説明をさせていただきます。

1 0 ページになります。通知をさせていただきます。

総務課分の債務負担行為としては、圧着機器のメールシーラー保守業務委託料及び市庁舎等清掃業務委託で、期間及び限度額については記載のとおりとなっております。

続きまして、選挙管理委員会費について説明をさせていただきます。

まず、歳入の説明をさせていただきます。

3 2、3 3 ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

1 5 款 県支出金、3 項 委託金、1 目 総務費委託金、3 節 選挙費委託金 9 4 5 万 9, 0 0 0 円は、在外選挙特別経費委託金 1, 0 0 0 円と三重県議会議員選挙執行委託金 9 4 5 万 8, 0 0 0 円でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

78、79ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、今年度予算額115万9,000円でございます。

事務局経費の主なものは1節報酬の63万8,000円、委員長をはじめ4名の年額報酬で、8節旅費21万2,000円は、令和4年度全国地区選管連合会会計監査費であり、東京で開催される会計監査等の出席旅費でございます。

10節需用費23万2,000円は、選挙法規の追録代が主なものでございます。

18節負担金、補助及び交付金6万2,000円は、全国市区選挙管理委員会連合会及び東海支部の負担金でございます。

次に、次ページ2目三重県議会議員選挙費945万8,000円は、三重県議会議員の任期が令和5年4月29日で満了となることで執行される三重県議会議員選挙に係る経費でございます。

主な支出といたしましては、1節報酬127万6,000円は、選挙管理委員等に係る報酬と会計年度任用職員報酬でございます。

3節旅費は、職員手当等569万3,000円は、選挙執行事務時間外勤務手当でございます。

11節役務費の58万3,000円の主なものは、通信運搬費10万3,000円と交付機・計算機点検手数料39万円、12節委託料140万8,000円は、選挙ポスター掲示板設置・撤去手数料でございます。

以上で総務課に係る予算の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○濱中副委員長 一般会計当初予算の説明が終わりました。

御質問のある方、挙手をお願いいたします。

○南委員 51ページの庁舎管理経費です。よろしいですか。

光熱水費のことなんですけれども、前年度と比べると約二百二、三十万の予算を上げておるんですけれども、今の電気料のほう、高騰でかなりの、各施設なんか、新聞を読みますと50%電気料が余分にかかっていたりとか、そういったことをよく新聞で見るとは。

果たしてこれだけで十分対応できる予算なんですか、見込みとして。

○竹平総務課長 参考程度なんですけど、一応昨年度の予算で、うちが電気料として計上して、これ、電気と水道があるんですけれども、電気料としては約682万8,000円、それで今回電気料の試算として置いておるのが978万円、大幅に

約1.5倍ということになっております。

ただ、今中部電力からの試算のほうもあるんですけども、もしかするとこれを超える可能性があるかなというふうには考えております。

○南委員　今でも以前から昼休みなんか、消灯をして節電をやっておるんですけども、そういった効果も多少あるかも分らんけれども、なお、一層、やっぱりある程度始末するとか、皆が気をつけて節電に心がけていただいたら、多少はまだ下がると思いますので、光熱水費について、できる限り節電を啓蒙していただくようお願いいたします。

○竹平総務課長　委員おっしゃるように節電については周知もさせていただいて、2階の電気のところ辺りも消灯するようにという形でちょっとさせてはいただいておりますが、なるべく消灯には心がけたいと思います。

○南委員　もう一点、49ページの備品購入のことで、今、課長のほうが車を云々という説明されたと思うんですけども、これ、市長車じゃないですよ。僕以前から市長車はハイブリッドに代えてもらわないかんと言うておったんですけども。

○竹平総務課長　これについては、普通乗用車と軽バンやったかな、ということで、市長車のほうではないです。

市長車と議長車についても、年数というよりは距離も乗っておりますので、その辺についてはリース等もちょっと検討に今入っているところではございます。

○南委員　リースで借りたほうがいいのかと思うときもあるんですけども、せめてあれ、市長さん、やっぱりゼロカーボンシティを宣言する尾鷲市やでね、電気自動車は充電せんなんというので名古屋ら行ったら。せめてハイブリッド車を導入して乗っていただきたいんですけど、どうですか、市長、ハイブリッド。速やかに購入していただいて。

○加藤市長　今の市長車、14年乗っていて、大体25万キロぐらい走っているわけなんですけれども、電気自動車ということはゼロカーボンシティの宣言している間にどういうふうにして関連づけながらやっていくかということについては、市長車が先なのか、普通の公用車が先なのかというのは別問題として、そういう方向でゼロカーボンシティ、こういう宣言をしたからには、何らかの具体的なものはやっていきたいなと思っているんですけども。

ただ、市長車に対するどうのこうのというのは、私からの答弁は控えさせていただきたいと思っております。

○南委員 市長車云々じゃなしに、やはり全体的な車両管理の問題から見て、やっぱりこれからはちょっと1個入れておかなあかんと思いますんで、ぜひとも御検討していただきたいと思います。

○濱中副委員長 他にございますか。

○仲委員 45、46ページの職員人件費の中の話ということで御理解をいただきたいんですけど、尾鷲市から例えば三重県とか、ほかの組合へ派遣職員、出向というのかな、それから、尾鷲市へ来ていただけるような職員の入もあったよね、そこから辺ちょっと、どこから何人でどこへ行くか。それで、来ていただくのは何人というような、簡単でいいんですけど、お答えをいただきたい。

○竹平総務課長 先ほど、歳入で説明をさせていただいた中で約1,400万円あったと思うんですけども、それは職員2名分として、これは三重県との環境課との人事交流ということで1名派遣をしております。それについては三者協定を結んでおりますので、東紀州環境施設組合に1名、県から派遣がなされております。それで、もう一名は東紀州環境施設組合に派遣をしております。そういったことで2名分としてその部分が入ってきております。

あと、三重県県土整備部に対して派遣予定ということで、来年度は2名の派遣を予定しております。ただ、これについては派遣をするのみですので、そういった形になっております。

あと、広域連合の派遣職員が1名、それと紀北消防組合に派遣が1名、それとあとは水産庁との人事交流が今既に人事交流としてお互い1名ずつという形が以上でございます。

○仲委員 答えられる範囲でよろしいもので。先ほどの県土整備部というのは事務職、技術職、どちらなんですか。

○竹平総務課長 これは事務職でございます。

○濱中副委員長 他にございますか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中副委員長 それでは、総務課の審査を終わります。

ありがとうございました。

少し早いようですが、次の課のボリュームの関係もありますので、ここで一旦休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

(休憩 午前 11時42分)

(再開 午後 1時00分)

○濱中副委員長 それでは、休憩前に引き続き行政常任委員会を再開いたします。

次に、政策調整課に係る審査でございます。

まずは第19号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算からお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第19号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算のうち、政策調整課に係る予算について説明いたします。

補正予算説明書の8ページを御覧ください。通知いたします。

債務負担行為補正の変更として、尾鷲市コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区指定管理料の令和5年度限度額を1,784万8,000円に変更するものでございます。

続きまして、予算書18、19ページを御覧ください。通知いたします。

17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金50万円の増額は、地方創生応援寄附金として株式会社丸昇建設様からおわせSEAモデル構想推進事業に対し寄附を頂いたものでございます。

続きまして、22、23ページを御覧ください。通知いたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費5,000円の財源更正は活性化基金運用収入に伴う財源更正でございます。

続いて、一般会計のほうへ移ってよろしいでしょうか。

○濱中副委員長 はい。続いて議案第14号、お願いいたします。

○三鬼政策調整課長 続いて議案第14号、令和5年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、政策調整に係る分を説明いたします。

なお、説明に当たりましては、予算書と主要施策の予算概要を併用して御説明申し上げます。

予算書の22、23ページ、歳入について説明させていただきます。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節総務管理使用料のうち、説明欄上から5行目、移住体験住宅使用料6万円は、九鬼にあります移住体験住宅みやかの使用料でございます。

26、27ページを御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金

のうち、当課に係る分は説明欄の地域公共交通確保維持改善事業費補助金60万2,000円で、これはコミュニティバスに充てられるものでございます。

次に、3行目、地方創生推進交付金は233万2,000円で、6款の商工費に充当されます。

次に、28、29ページを御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、南部地域活性化基金事業費補助金45万円は、定住移住促進事業への充当でございます。

続いて、電源立地地域対策交付金（水力枠）577万1,000円は、3款民生費の高齢者施設空調改修費に充当されます。

次のページ、よろしく願いいたします。

三重県移住支援事業補助金150万円については、首都圏から尾鷲への移住を支援する尾鷲市移住支援補助金に充当されます。

次のページ、よろしく願いいたします。

3項委託金、1目総務費委託金、4節統計調査費委託金362万8,000円は、指定統計調査6件に対する委託金でございます。

17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金4億円は、ふるさと応援寄附金でございます。

38、39ページ御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入のうち、説明欄の上から2行目の広告事業収入30万円は、広報おわせ及び尾鷲市ホームページに掲載する企業広告料でございます。

以上が歳入の説明でございます。

続きまして、歳出を説明いたします。

予算書の50ページ、51ページを御覧ください。通知いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、秘書事務経費は268万円で、財源は一般財源でございます。内訳の主なものは都市圏への要望活動をはじめとする旅費131万3,000円のほか、交際費が55万円、負担金として市長会関係負担金が67万4,000円でございます。

次のページ、お願いいたします。

行財政改革推進事業は14万3,000円で、財源は一般財源でございます。内訳の主なものは委員報酬8万6,000円で、行財政改革推進会議2回分の費用でございます。

次に、ふるさと納税事業、2億1,854万7,000円は、前年度に比べて2,772万1,000円の増額で、財源はふるさと応援寄附金が1億6,000万円、残りは一般財源でございます。内訳は、8節旅費25万円は、市外でのPR活動のための一般旅費でございます。

10節需用費201万1,000円は、ふるさと納税PR用品や封筒に係る消耗品でございます。

11節役務費5,317万4,000円は、通信運搬費やふるさと納税指定納付事務等手数料でございます。

12節委託料1億6,110万円は、返礼品の調達に係る委託料であり、寄附額の40%で積算してございます。

13節使用料及び賃借料201万2,000円は、ふるさと納税管理システムサーバー使用料などがございます。

ここで主要施策の予算概要により担当参事から詳細を説明いたします。

○西村政策調整課参事      それでは、主要施策の予算概要の10ページを御覧ください。

ふるさと納税事業について説明させていただきます。

事業の目的としましては、尾鷲市が応援したい地域、魅力ある地域として情報発信することにより本市を知るきっかけをつくり、さらには返礼品を通じ市内事業者の商品PRや事業拡大につなげることで、ふるさと納税寄附増加を促進、市内事業者の販路拡大、さらには関係人口を創出することを目的とします。

事業内容としましては、積極的にふるさと納税を受け付けるため、既存ポータルサイトのページ改修を行い、寄附向上のサイクルにつなげます。さらに本市の魅力ある返礼品をふるさとグランプリ2023にエントリーし、本市のプレゼンテーションと試食を基に返礼品のおいしさやユニークさ、生産者のこだわり、寄附金の使い道、本市の魅力などを審査していただきます。そのことにより全国のふるさと納税ユーザーへ確実に情報を発信してまいります。

また、ふるさと納税からつながる関係人口の創出と拡大を図るため、事業所と協力し都市部へ出向き、前年度寄附者を対象とした返礼品の試食会、基幹産業の紹介や移住相談など、本市を丸ごと体験できる感謝祭を実施し、本市との継続的な関係を築いてまいります。

事業費の内訳につきましては、委託料1億6,110万円、役務費5,317万4,000円で、財源内訳はその他特定財源、ふるさと応援寄附金1億6,000万円、

一般財源 5,854万7,000円であります。

以上でふるさと納税事業についての説明を終わらせていただきます。

- 三鬼政策調整課長　　続きまして、予算書54、55ページ、2目文書広報費を説明申し上げます。

文書広報費は1,364万8,000円で、財源内訳はその他として広告事業収入30万円、残りが一般財源でございます。

広報と発行事業の主なものは需用費の印刷製本費672万4,000円は、広報おわせの印刷代、役務費の広報配付手数料が374万4,000円、委託料として広報配付委託料が107万6,000円、使用料及び賃借料としてホームページに係るクラウドシステム（ASP）利用料は131万4,000円でございます。

ここで主要施策の予算概要により、担当係長から詳細を説明いたします。

- 小川政策調整課主幹兼係長　　まず、広報事業としましては、広報おわせ、ホームページ、エリアワンセグ、ツイッターやLINE等のSNSなど各媒体の特色を生かし、行政情報を分かりやすく、効率的、効果的に提供していきます。

特に広報おわせにつきましては、より親しみやすく、分かりやすい広報紙を目指し、幅広い世代の方に興味を持って読んでいただけるように令和5年度は中学生の皆さんと一緒に自らが読みたい、市民の皆さんに伝えたい紙面づくりに取り組みたいと考えております。

次に、広聴事業としましては、市民懇談会や市長への手紙など、引き続き広聴の機会の充実に努めてまいります。

説明は以上でございます。

- 三鬼政策調整課長　　予算書56、57ページをお願いいたします。

5目企画費でございます。

本年度予算額1億2,548万5,000円で、財源内訳は南部地域活性化基金事業費補助金をはじめとする国、県支出金が255万2,000円、ふるさと応援寄附金をはじめとするその他が1,021万8,000円でございます。

企画振興事業は、192万9,000円で、内訳は尾鷲市地方創生会議に係る委員への報酬、旅費のほか、負担金としておわせSEAモデル協議会負担金100万円が主でございます。

ここで主要施策の予算概要により担当調整監から詳細を説明いたします。

- 濱田政策調整課調整監　　それでは、主要施策の予算概要の12ページに基づきまして、おわせSEAモデル事業について説明させていただきます。

事業内容につきましては、おわせ S E A モデル事業における企業誘致、事業誘致に結びつけるための活動費としておわせ S E A モデル協議会に対し、市、中部電力、尾鷲商工会議所の三者均等で当該事業に係る負担金を支出するものであります。

令和 5 年度につきましては、具体的には特にプロジェクト A における陸上養殖に係る事業可能性検討、事業条件調査、マーケティング調査など、新たな課題に対する経費のほか、大型製材工場誘致などの企業誘致活動、協議会ホームページの管理費等となっております。

昨年度までは県の南部地域活性化基金を活用することで、本市が県に対しての申請者となっていたことから、総事業費の 6 0 0 万円をおわせ S E A モデル協議会に対し本市から支出しておりましたが、本年度は基金活用ができなかったことから、会員それぞれから協議会に対し 1 0 0 万ずつ負担をして支出することになっております。

事業費は 1 0 0 万円で、財源内訳は一般財源が同額の 1 0 0 万円となっております。

説明は以上です。

○三鬼政策調整課長 予算書 5 6、5 7 ページにお戻りください。

次に、交通体系関係事務経費 7, 6 9 9 万 2, 0 0 0 円でございます。

次のページを御覧ください。

主なものの内訳は、委託料の自主運行バス運行委託料 5, 2 6 2 万 3, 0 0 0 円は、4 月から 3 路線となるふれあいバス九鬼・早田線、北輪内線、南輪内線の運行業務委託料でございます。

また、負担金、補助及び交付金は、尾鷲市地域公共交通活性化協議会負担金 7 4 万 6, 0 0 0 円、地域間幹線系統確保維持補助金 4 8 5 万 1, 0 0 0 円が主なものでございます。

ここで担当係長から詳細を御説明申し上げます。

○山本政策調整課係長 それでは、主要施策の予算概要の 1 3 ページを御覧ください。

交通体系関係事務経費について、御説明させていただきます。

事業内容につきましては、市内の公共交通について有識者や交通関係事業者等で構成する尾鷲市地域公共交通活性化協議会で協議するとともに、主にふれあいバス 5 路線九鬼・早田線、北輪内線、南輪内線、尾鷲地区、須賀利地区の 5 路線のバス運行を行うものでございます。

先ほど、課長からも説明申し上げましたが、来月1日から九鬼地区以南を発着する新たな路線ダイヤでの運行を開始いたしますので、運行の開始に向けて、各種広報媒体への周知や地区への情報提供を行い、円滑な移行ができるよう取り組んでまいります。

事業費総額は7,699万2,000円であり、その財源内訳は国庫支出金60万2,000円、その他特定財源が1,000万円、一般財源が6,639万円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○三鬼政策調整課長 予算書58、59ページにお戻りください。

広域事務経費204万8,000円でございます。これは東紀州地域振興公社負担金でございます。

次に、国際交流事業は、尾鷲市国際交流協会への補助金15万8,000円の計上でございます。

続いて、総合計画進行管理事業は、第7次尾鷲総合計画の進行管理を行う経費で17万4,000円でございます。

11節役務費の通信費14万6,000円は、総合計画における市民アンケートに係る郵送料でございます。

次に、地域創生関係事務経費は36万4,000円でございます。事業内容として、東京尾鷲会や鷲友会へのいわゆる双方向の情報発信を行うことで、尾鷲応援団の拡大を目指すものでございます。主なものとして8節旅費25万4,000円は、参加旅費でございます。

続きまして、定住移住促進事業は487万円でございます。

主なものは次のページを御覧ください。

12節委託料68万円は、後ほど御説明申し上げますが、360度カメラを活用した空き家バンク強化・活用連携事業委託料でございます。

18節負担金、補助及び交付金297万1,000円のうち、空き家バンク利用に係るいわゆる家財道具等の清掃助成金が80万円、尾鷲市移住支援補助金200万円は、首都圏からの移住者に対する支援補助金でございます。

ここで担当係長より詳細を申し上げます。

○錦政策調整課係長 それでは、主要施策予算概要の14ページを御覧ください。

定住移住促進事業について、御説明させていただきます。

事業の目的は、これまでの移住促進の取組に加えて、多様な生活スタイルやニュー

一ノーマルにも対応した定住移住を促進し、新しい人の流れを創出していくことを目的としております。

事業の内容といたしましては、定住移住の促進をミッションとした地域おこし協力隊と連携しながら、ワンストップの移住相談窓口、移住体験住宅、国、県と連携した東京圏からの条件付移住に対する移住支援など、移住サポートの充実を図るこれまでの取組を引き続き継続してまいります。

ふるさと納税者からつながる関係人口づくりでは、ふるさと納税者が最も多い東京からの寄附申請者を対象に東京で尾鷲をPRし尾鷲をより深く知ってもらい、尾鷲に何らかの関わりを持ってもらうことにより、関係人口の増加につなげてまいりたいと考えております。

新規の事業といたしまして、空き家バンク強化・活用連携事業では、360度カメラを使い、空き家バンクに登録されている物件をストリートビューのようにネット上で詳しく閲覧できる状態にすることで、空き家の流通を促進するとともに業務効率化に努めてまいりたいと考えております。

事業費予算額につきましては、487万円で、財源内訳は県支出金として南部地域活性化基金事業費補助金45万、三重県移住支援事業補助金150万、その他特定財源として移住体験住宅使用料6万円、残り286万円が一般財源でございます。

説明は以上でございます。

○三鬼政策調整課長　それでは予算書の61ページにお戻りください。

地域おこし協力隊事業3,895万でございます。内訳は、報償費が2,121万6,000円、協力隊活動費補助金が1,275万円でございます。なお、協力隊に関連する事業費は特別交付税より全額措置されるものでございます。

ここで担当係長から詳細について御説明申し上げます。

○錦政策調整課係長　続きまして、主要施策の予算概要の15ページを御覧ください。

地域おこし協力隊事業について説明させていただきます。

事業の目的といたしましては、外部人材を活用し、地域課題の解決や地域の活力づくりを進めることで、地域と外部人材が一緒につくる活力あるまちづくりの好循環を目指すことを目的としております。

令和5年度の地域おこし協力隊の配置につきましては、三木里町1名、三木浦町1名、向井地区1名、ふるさと納税をきっかけとした関係人口づくり1名、SNSによる地域の魅力発信1名、定住移住促進関係については4名の合計9名を予定と

しております。

次に、地域おこし協力隊の活動につきましては、募集情報の発信に加え、OB隊員や現役隊員と連携した現地見学や協力隊体験会など、本市の隊員と実際に会って活動内容や魅力を知っていただけるイベントなどを実施し、新規隊員の募集を進めてまいります。

事業費の内訳につきましては、総務省に定める協力隊設置要綱に準じて隊員の活動報償費2,121万6,000円、活動費補助金1,275万円、起業支援補助金200万円、募集経費298万4,000円の合計3,895万円であります。

以上で地域おこし協力隊事業についての御説明を終わらせていただきます。

○三鬼政策調整課長 予算書64、65ページ、お戻りください。恐れ入ります。

10目男女共同参画費は24万4,000円で、財源は一般財源でございます。

新年度におきましても、尾鷲高校及び三重県男女共同参画センターフレンテみえの協力の下、男女共同参画セミナー開催を予定してございます。

次に、82、83ページを御覧ください。通知いたします。

5項統計調査費、1目統計調査総務費のうち、一般統計事務経費は9万9,000円の計上で、尾鷲市統計書の作成に係る経費でございます。

次に、2目指定統計調査費は362万8,000円で、指定統計6件に要する費用でございます。

以上で議案第14号、令和5年度尾鷲市一般会計予算の議決についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○濱中副委員長 以上説明が終了いたしました。

御意見のある方、挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中副委員長 そうしましたら、議案第24号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定についてを御説明ください。

○三鬼政策調整課長 議案第24号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について説明させていただきます。

議案書60ページを御覧ください。

尾鷲市コミュニティバスの指定管理を行うに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、当課資料により説明いたしますので、資料 1 ページを御覧ください。通知いたします。

尾鷲市コミュニティバスの管理業務を効率的かつ効果的に実施するため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例第 3 条の規定に基づき、下記の者を指定管理者に指定するものでございます。

(1) 指定管理者は所在地が三重県津市中央町 1 番 1 号、名称が三重交通株式会社でございます。

(2) 指定の期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年間といたします。

(3) 同社を指定管理者とした理由につきましては、自家用有償運行のノウハウを熟知していることと、通常運行の変更時の対応が迅速なこと。また、平成 21 年度から現在まで重大な事故がないことでございます。

(4) 管理業務の範囲は、①車両の運転及び運行管理等に関する業務から、以下は⑧まで記載のとおりでございます。

(5) 協定締結日につきましては、本定例会で議決をいただいた後に締結を予定しております。

(6) 指定管理料につきましては、1,784 万 8,000 円でございます。

(7) 指定管理者の指定までのスケジュールでございますが、令和 4 年 12 月 22 日から公募を行い、申請書類の受付を令和 5 年 1 月 20 日まで募集を行ったところ、三重交通株式会社 1 社の応募ございました。

選考会を行った後、1 月 25 日に選定結果の通知、公表を行った次第でございます。

以上で議案第 24 号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定についての説明といたします。

よろしく御審議いただき、御承認いただきますようお願いいたします。

○濱中副委員長 議案第 24 号の説明が終わりました。

御質問ございませんか。よろしいか。

○仲委員 主要施策の予算概要の 15 ページ、あと、予算書の 61 ページなんやけど、この主要概要は、言うたら内容は地域おこし協力隊の配置というのは、これは全部そのとおりで、内訳は起業支援補助金まで入っているんやけど、地域おこし協力隊募集活動というのは、この募集経費、事務費とか何やのとを入れてこの金額だと思ふんやけど。

予算書を見ると地域おこし協力隊体験キャンプ業務委託料というのがあるんやけど、この説明がなされていないんやけど、これ、どういう中身なんですか。

○錦政策調整課係長 すみません。地域おこし協力隊体験キャンプ業務委託料について御説明させていただきます。

今年度は2泊3日で地域おこし協力隊の業務であったりとか、そして、OB、OGの方のどういったようなことをやってきたのかといったことを説明していただく場を設けて、地域おこし協力隊に興味のある方に対して説明を行ってまいりました。それで、参加者は12名ほどあったわけなんですけれども、これを来年度も行っていきたいというふうに考えております。

ただ、前回は12名、ちょっと人数が多くて、きめ細かい御案内ができなかったということです。今回は1泊2日程度で人数を絞って3回程度に分けてやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○仲委員 キャンプをして募集の体験をしてもらうということで、マッチングしておるといふことでいいのかな。よう分からんな。

○三鬼政策調整課長 確かに全国的に協力隊の募集が多くて、人材がたくさん全国でいろんな形で分散している状況の中、優秀な人材を集めるためにはやはり地域に入ってきていただいて経験していただくことが大事だと考えています。

というのは、尾鷲に来たこともなく、尾鷲のいろんなことを調べて協力隊に応募される方もいらっしゃるのですが、そういう方たちよりかは、できるだけ尾鷲に足を運んでいただいて尾鷲地域の課題とか、よいところ、課題のところも含めていろんなことを体験していただいた上でミッションに合う自分の活動ができるのかどうか、また、新たなミッションを自分で提案できるのかというところが非常に大事だと考えておりますので、こういうキャンプといわれる現地説明会と御理解いただいたらいいと思うんですけど、現地説明会を丁寧に行っていききたいと考えております。

○仲委員 主要施策の14ページの定住移住促進事業で、事業内容が定住移住の促進ということでいろいろと書かれておるんだけど、これ、多分空き家バンク利用促進助成金80万円のことやと思うんですけど、先ほど課長からは家財道具の云々という話があったんやけど、この定住移住の促進の中にそんなことは何も書かれていないけど、どっちがメインですか。

○三鬼政策調整課長 定住移住促進事業の予算の内訳を御説明申し上げますと、報償費3万2,000円、あと、旅費32万6,000円、需用費40万4,000

円等の中で、先ほど御説明申し上げました負担金、補助及び交付金のところの補助金が280万ございまして、空き家バンク利用促進助成金というのが80万円ございます。

これは空き家バンクを利用促進に結びつけていただくために20件ほど、4万円のいわゆる清掃補助金、それをいただきまして、空き家バンクにいわゆる登録する手助けというか、促しをしたいと考えております。

それが本旨でございます。

○仲委員 予算概要を書くときは、大まかに定住移住の促進、ふるさと納税者から繋がる関係人口づくりと書かれておるんやけど、最後のほうは予算書どおりの書き方なんさ。そやもんで、できたら予算書の補助金の空き家バンク利用促進補助金でばーんと書いてその理由を書くと。それから、尾鷲移住支援補助金については、それを命題にして書くというのが分かりやすいと思う。どうも金額が合わんようになってくるもんで。

多分上からの事業が80万、それから、真ん中が移住促進が200万、それで空き家バンクが68万ということだと思うんです。それで、補助金ずーっと計算しておったんやけど、ちょっと分かりにくいということで。僕だけやったらええんやけど、よろしいですか。

○三鬼政策調整課長 分かりやすく、今後改めるようにいたします。ありがとうございます。

○濱中副委員長 一般会計のほうでもよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中副委員長 そうしましたら、次に、報告事項をいただきます。

○三鬼政策調整課長 続きまして、報告事項といたしまして尾鷲市過疎地域持続的発展計画の一部変更について報告いたします。

資料の2ページを御覧ください。通知いたしました。

尾鷲市過疎地域持続的発展計画は、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を図り、過疎地域からの脱却を目指すものとして策定しております。

そのために行う過疎対策事業を網羅的に掲載しているのがこの計画書に記載されているの主要部分でございます。

過疎対策事業につきましては、その取組の後押しとして過疎対策事業債(充当率100%、元利償還の70%を交付税措置)されるものでございますが、それを活

用することができるなど国からの支援が受けられる仕組みとなっております。

今回、令和5年度以降の事業に対応した過疎計画の一部変更として記載にございます過疎計画の事業計画表における事業内容の追加及び名称修正を別紙変更箇所一覧表のとおりさせていただきたいと考えております。

なお、この一部変更は国への変更申請手続を省略できる軽微な変更に当たるものでございますので、御了承いただきますようお願いいたします。

報告は以上でございます。

○濱中副委員長 報告事項でございますが、この際ですので御質問がございましたら。

よろしいですか。

○南委員 これ、また、どこかで詳しく説明していただきたいなと思うんですけど、時限立法の過疎法というのは何年までだったんですか、参考までに。

○三鬼政策調整課長 令和3年度からの10年間でございますので、今回私たちは令和3年度から令和13年3月31日までの10年間のうち、5か年分だけの計画を立てさせていただいておいて、この中で計画をしている事業を計画に載せていただいております。

○南委員 分かりました。

○仲委員 3ページの変更箇所一覧で、消防団車庫やと思うんですけど、7分団と11分団がプラスされたということで、7分団、11分団はどこやったかね。

○山本政策調整課係長 7分団が須賀利、11分団が三木里でございます。

○濱中副委員長 他にございますか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中副委員長 そうでしたら、以上で政策調整課を終了いたします。

交代をよろしくお願いいたします。

では、引き続き議会事務局の説明を求めます。

○高芝議会事務局長 議会事務局です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第14号、令和5年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、議会費について説明させていただきます。

当初予算書の42、43ページのほう御覧ください。

まず、歳出の第1款第1項第1目議会費の本年度予算額は9,775万4,000円で、前年度と比較いたしまして167万6,000円の減となり、財源内訳のほ

う全て一般財源でございます。

それでは、まず、議員報酬手当等、こちらにつきましては、6,506万9,000円で、内訳のほうは議員報酬、期末手当及び議員共済組合負担金でございます。

このうち、共済組合負担金につきましては、掛金率が下がったことにより前年度比較で27万円の減額となっております。

次の議会費職員人件費、こちらにつきましては、総務課のほうより一括して説明がございましたので割愛させていただきます。

次に、議会運営経費でございますが、本年度予算額は874万1,000円で、前年度比較で36万6,000円の増額でございます。

内訳の主なものを説明させていただきます。

まず、7節報償費の8万円につきましては、こちら熊野市議会との合同研修会開催に伴う費用でございます。

次に、8節旅費でございます。こちら議長会関係の会議や各委員会の管外行政視察等に279万円の計上となっておりますが、令和5年度は全国市議会議長会の評議員及び東海市議会議長会の理事など職に当たるという予定もございまして、前年度比較で33万円の増額となっております。

次に、9節交際費です。こちら前年度と同額の30万円の計上でございます。

次に、10節需用費は、前年度比5万円増の78万9,000円でございます。

次に、11節役務費は、前年度と同額の13万9,000円の計上でございます。

次に、12節委託料は、会議録反訳等委託料と隔年で実施しております議場のマイク等設備点検委託料13万2,000円を含む209万6,000円の計上でございます。

次に、13節使用料及び賃借料につきましては、議会中継用のインターネット及びタブレットの回線使用料106万4,000円とただいま通知いたしました45ページに記載のペーパーレス会議システム利用料99万円などを計上しております。

最後に18節負担金、補助及び交付金、こちらにつきましては、全国市議会議長会負担金から中南勢都市議会議長会負担金まで、それぞれほぼ例年どおりの計上でございます。

令和5年度一般会計予算のうち、議会に係る説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○濱中副委員長 議会事務局の説明が終わりました。

よろしいですか。

○南委員 委託料なんですけど、マイク等設備点検委託料13万2,000円とあるんですけども、まま放映の故障が多いんですけど、その予算はここには含まれていないんですか、修繕費とか。

○高芝議会事務局長 貴重な御意見ありがとうございます。

今、南委員から御指摘いただきました議会中継につきましては、昨年も7月と12月に不具合により御迷惑をおかけしたんですが、現在議長に相談の上、部分的に機材の修繕、更新を行うなど随時対応のほうをさせていただいております。

今後につきましても、先ほど御指摘いただいた委託料とはまた違うんですが、可能な限り議会中継にかかる費用のほうは抑えながら、より多くの市民の方に御視聴いただけるように迅速な修繕はもちろんなんですけど、計画的に中継用機材のほうの更新をやっていきたいと考えております。

○南委員 一番、事務局の方が議会のときの放送で一番気苦労されておられるんですよ。そのことで議会が遅れたり、若干しいよるといいうのも現実でございますので、やっぱりこの後にでも議長にもお願いしたいんですけども、できる限り、やはり直すところはしっかり直して、部分改修じゃなしにね、耐用年数も経年劣化もかなりみえておるんじゃないかなということでございますので、ぜひとも予算をつけてしっかり直して万全な体制で放映していただくよう強く要望をいたします。

○高芝議会事務局長 こちらも貴重な御意見ありがとうございます。

今、委員に御指摘いただいた内容につきましても、議長のほうより御指示いただいております、今言っていたように老朽化した機材には必ず寿命というものがございます。将来的にエリアワンセグの運用状況等の行方もちゃんと見極めまして、議会中継方法の検討は必ず必要になると考えておりますので、他市議会の議会中継の方法、更新費用など調査のほうは現在も継続して進めておりますので、適切な時期に適切な内容の更新をできるよう今後も調査のほうは続けていきたいと考えております。

○南委員 お願いします。

○濱中副委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中副委員長 そうしましたら、議会事務局の審査を終わります。

ここで一旦暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時41分)

(再開 午後 1時55分)

○濱中副委員長 それでは、会計課の説明をいただきます。

まず、議案第19号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算(第14号)の議決についての御説明をいただきます。

○三鬼会計管理者兼課長 会計課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第19号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算(第14号)の議決についてのうち、会計課に係る予算について、補正予算書に基づき御説明申し上げます。

例年この3月補正の時期に計上しております歳入2件でございます。

補正予算書の16、17ページを御覧ください。

ページ下段の16款財産収入、1項財産運用収入、3目基金運用収入、1節基金運用収入の補正額95万7,000円のうち、会計課分としましては、84万円の補正となります。これは前年度の用品調達基金会計剰余金でございます。

次に、18ページの下段を御覧ください。

20款諸収入、2項市預金利子、1目市預金利子、1節市預金利子につきましては、3万円の増額です。これは定期預金利子で、債権一時預金利子分として3万円を計上し合計3万1,000円とするものであります。

以上が補正予算の説明でございます。

○濱中副委員長 引き続き、議案第14号をお願いいたします。

○三鬼会計管理者兼課長 続きまして、議案第14号、令和5年度尾鷲市一般会計予算議決についてのうち、会計課に係る予算について、予算書により御説明申し上げます。

予算書の34、35ページを御覧ください。

歳入についてであります。

ページ下段にあります19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金は、前年度繰越金として1,000円の計上となります。

次に、20款諸収入の次ページをお願いします。

2項市預金利子、1目市預金利子、1節市預金利子は、歳計一時預金利子として1,000円の計上となります。

続きまして、ページ下段にあります5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入の3,077万4,000円のうち、会計課分としましては、1行目にございます白地図

等売却代の2万7,000円の計上となります。

次に、歳出でございます。

予算書の44、45ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費7億7,019万7,000円のうち、会計課分を御説明いたします。

少しページが飛びまして52、53ページを御覧ください。

会計課分としまして、ページ上段の会計事務経費79万6,000円の計上であります。内訳としまして10節需用費は39万8,000円で、消耗品費25万5,000円、印刷製本費14万3,000円で、主に日計表及び決算書作成に係る経費でございます。

11節役務費は34万円で、通信運搬費23万円は、口座振込通知書等の郵送代、手数料11万円は、ISDN回線サービス終了に伴う総合振込等の伝送サービスの回線切替等に係る手数料となります。

13節使用料及び賃借料は、複合機使用料5万3,000円、18節負担金、補助及び交付金の会計管理者関係負担金は、県内14市で構成する三重県都市会計管理者協議会の負担金5,000円であります。

続きまして、庁内事務経費は64万4,000円の計上であります。

10節需用費は、印刷製本費61万1,000円で、庁内供与する帳票や封筒の印刷経費であります。

11節役務費は、保険料3万3,000円で、全国市長会公金総合保険料であります。

続きまして、206、207ページを御覧ください。

11款公債費、1項公債費、2目利子2,780万8,000円のうち、会計課分を御説明いたします。

次ページをお願いします。

一時借入金利子41万1,000円は、一時借入れをした場合の利子償還金として、22節償還金、利子及び割引料41万1,000円の計上でございます。

以上が会計課に係る補正予算並びに当初予算の説明となります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしく申し上げます。

○濱中副委員長 会計課の説明は以上でございます。

御質問のある方、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中副委員長　それでは、会計課に係る審査を終わります。

次に、監査委員事務局、お願いいたします。

それでは、監査委員事務局の議案第14号、令和5年度尾鷲市一般会計予算の議決についての御説明をお願いいたします。

○野地監査委員事務局長　監査委員事務局です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第14号、令和5年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、監査委員事務局の予算につきまして、尾鷲市一般会計特別会計予算書に基づき説明させていただきます。

予算書の82、83ページを御覧ください。通知いたします。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費の本年度の予算額は2,031万6,000円で、前年度に比べますと22万4,000円の増額となっております。

財源内訳といたしましては、全て一般財源となります。

次ページ84、85ページを御覧ください。

85ページの人件費を除きました監査事務費は254万3,000円で、前年度に比べ2万1,000円の増額となっております。

監査委員事務局の内訳といたしましては、1節報酬177万円は、代表監査委員、議選監査委員2名の委員報酬であります。

7節報酬報償費6万6,000円は、住民監査請求に係る弁護士に対する相談費用として計上されております。

8節旅費13万1,000円は、職員研修に係る普通旅費4,000円と東海地区都市監査委員会総会・研修会及び北陸・東海・近畿三地区共催都市監査事務研修会に対する監査委員2名の旅費費用弁償12万7,000円となっております。

次に、10節需用費49万3,000円は、定期監査、例月出納検査、決算審査等に係る事務用消耗品費、監査実務に係る参考書籍購入費、書籍加除、追録代等の消耗品費であります。

11節役務費の通信運搬費1万円は、住民監査請求等の簡易書留等による郵送料となっております。

13節材料及び賃借料は、複合機使用料6万1,000円となっております。

18節負担金、補助及び交付金の1万2,000円につきましては、記載のとおり三地区共済事務研修会負担金、三重県及び東海地区の都市監査委員会の年会費並びに総会・研修会の参加負担金となっております。

以上が監査委員事務局に係る予算の説明となります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○濱中副委員長 説明は以上で終わりました。

御意見、御質問よろしくお願い申し上げます。

○南委員 毎回指摘させていただいておるんですが、今の費用弁償の旅費、監査委員の東海云々という説明で、監査委員2名さんの旅費12万7,000円と言いましたけれども、随分、もう10年以上たつと思うんですよね。

例えば正副議長が2人で東海議長会へ行ったり、三重県議長会へ行くのと同じことですよ、これ。随行はないということなんですわ。監査委員2人が行ってしまうので。こういった僕は物事の考え方というのは駄目だと思います。

あり得ませんよ、正副議長が2人で全国議長会へ行った、東海区長会へ行った、全く同じことだと僕は理解するんやけど。ちょっと考え方違うんかなと思うんですけど、副市長にこれは強く要望したんやけれども、多分財政のほうで、以前から、10数年前からこのシステムでやっておるもんで。それから、当然全国議長会の総会にも予算がないんですわ。

やはり監査というのは日進月歩ではないかもしれませんが、やはり全国レベルの統一研修会なり、どんどん研修をさせていただいて、市の執行の在り方について費用対効果なり、適切にやっておるかって、僕はある意味では大事な部署だと思うんです。そういった意味では、職員研修的なものですから、これは。必ず行っているのは後援会とかありますよね、必ず。三重県は別に東海、近畿でも。ぜひともこれは3名の予算はつけるべきだと思うんですけど。副市長、心からお願いします、心から。どうですか。

○下村副市長 旅費等につきましては財政が厳しいということで、かなり削らせていただいております。

市長も出張に1人で行かれることもありますし、我々も副市長の出張、会議で随行の来る自治体もありまして、私どもにとっては副市長の出張にも秘書さんが随行で来るのかというような自治体もあるんですが、委員さん言われるように監査委員さんのそういった研修についての職員の随行というのも、また、検討しなければならぬとは思っておりますが、今までの旅費の削減ということの経緯でずっときておるということで、本年度はこのような予算づけとなったことを御理解よろしくお願い申し上げます。

○南委員 本年度だったけど、10年以上その形ですので。ぜひとも配慮していただきたいのと、市長なんか1人で行ったら駄目ですよ、絶対駄目。1人で公務執

行したら駄目ですよ、ちゃんと誰かがやっぱりおらな。もしものことがあるでね。大事な方やで。

○加藤市長 安全を心がけながら、なるべく経費をあまり使わないような形で、極力1人で出張しても。

ただ、正直言って2人で出張、要するに随行がついてくる、随行がつくというのは私の場合には、特にまず要望活動やるときに、特に国交省関係、これがどうしてもやっぱりいろんな資料とか、そういったものがありますので、それはついてくるわけなんです。

あとの分についてはどうなんかなと思って。必要とあらば随行というよりも、一緒になって相手と交渉するための必要な随員であればいいんですけど、ただただ市長と一緒にいてくるというのは……。安全面については気をつけながら、全部やっていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○南委員 市長、安全面らあやったら、やっぱり尾鷲市を代表する大事な方やで、市長。本当に何が起きるか、発生するか分からんで、随行を必ず、随行というんかな、やっぱり随行ですね、言葉で言ったら。やっぱり僕はぜひとも必要やと思いますんでよろしくお願ひします。

大事な方ですよ、尾鷲市を代表する方なので特に。幾ら健康でも、いつどこでどんな場面に遭遇するか分からんということで、本当によろしくお願ひします。十分気をつけていただいて。

○加藤市長 ありがとうございます。

○濱中副委員長 危機管理の問題、考え方の一つでもあると思います。

あと、財政のことを考える、ちょっと相反するところがあるのかもしれませんが、その辺は今年は結構財政的にも頑張っていたところもあるので、財政のことだけを考えるのではなくて、やはり市全体、危機管理としての検討もまたさらにお願ひしたいと思います。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中副委員長 それでは、監査委員事務局を終了いたします。

一応今日の予定ではここまでだったんですけども、皆様の御協力によりスムーズに進みました。

明日は防災危機管理課からお願ひしたいと思います。

本日はこれにて行政常任委員会を閉じます。ありがとうございました。

(午後 2時10分 閉会)